

介護労働講習等受講者の皆様へ

介護労働講習等損害保険制度の加入について

公益財団法人介護労働安定センターでは、受講者の皆様に安心して介護労働講習等を受けていただくために、受講者が介護労働講習等の実施中に傷害を被った場合及び第三者より万が一法律上の賠償責任を負った場合に補償する「介護労働講習等損害保険制度」に加入しております。



1. 補償内容

○傷害保険

受講者が、介護労働講習等の実施中や、介護労働講習等を受講するために自宅と実施場所への往復途中において、急激かつ偶然な外来の事故により傷害を被ったまたは熱中症となった場合に補償するものです。

○賠償責任保険

受講者が、介護労働講習等の実施中に他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したことにより、受講者及び公益財団法人介護労働安定センターが法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償するものです。

2. 補償の対象となる主な例

○傷害保険

- ・講習会場からの帰宅中に交通事故にあい、ケガをした。
- ・講習会場の階段から滑って、ケガをした。
- ・介護機器の使用中に転倒してケガをした。

○賠償責任保険

- ・受講中に、受講者の不注意で他人をケガさせてしまった。
- ・受講中に、受講者の不注意で実習先の利用者の所持品を損壊させてしまった。

3. 補償の対象とならない主な例

○傷害保険

- ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ
 - ・保険契約者または保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ
 - ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ（その方が受け取るべき金額部分）
 - ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ
 - ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ
 - ・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ
 - ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ
 - ・外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガ
 - ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハングライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ
 - ・自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ
 - ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの 等
- (注)この保険は傷害保険のため、疾病は対象外です。

○賠償責任保険

- ・保険契約者、被保険者の故意
- ・戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議および地震、噴火、洪水、津波または高潮
- ・被保険者の使用人が業務に従事中に被った身体障害（死亡を含みます。）
- ・法律上の損害賠償額を超えて負担した金額部分（時価を超える部分等）
- ・自動車、原動機付自転車または航空機の所有、使用または管理に起因する賠償責任 等



4. 補償額

○傷害保険の保険金額

保険金の種類	保険金額	保険金をお支払いする場合
死亡保険金	400万円	介護労働講習等受講中（往復途上含む）の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされまたは熱中症になり、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合（事故により直ちに死亡された場合を含みます。）、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。
後遺障害保険金	後遺障害の程度により 16万円 ～400万円	介護労働講習等受講中（往復途上含む）の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされまたは熱中症になり、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合。後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。
入院保険金	1日あたり 5,000円	介護労働講習等受講中（往復途上含む）の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされまたは熱中症になり、医師の治療を必要とし、入院された場合、入院保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては入院保険金はお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日が限度となります。
手術保険金	5,000円 ×所定倍率	介護労働講習等受講中（往復途上含む）の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされまたは熱中症になり、治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術または先進医療に該当する所定の手術を受けた場合、入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内の期間に受けた手術に限ります。また、1事故に基づくケガについて、1回の手術に限ります。
通院保険金	1日あたり 3,000円	介護労働講習等受講中（往復途上含む）の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされまたは熱中症になり、医師の治療を必要とし、通院（往診を含みます。）された場合、通院保険金日額に通院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金はお支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日が限度となります。

※上記は、医療機関等への支払額（実費額）によって変動しません。

○賠償責任保険の支払限度額

保険金の種類	支払限度額	免責金額（自己負担額）等
対人賠償	1人・1事故 保険期間中（注） 1億円 1億円	1人・1事故あたり1,000円 補償は、日本国内のみ。
対物賠償	1事故 保険期間中（注） 1,000万円 1,000万円	1事故あたり1,000円 補償は、日本国内のみ。

（注）保険期間中の支払限度額は、生産物の提供および仕事の結果に起因する事故の場合にのみ適用されます。

5. 保険料

受講者の保険料ご負担はありません。

6. 事故が発生した際の保険金請求手続き

事故が発生した場合には、速やかに（傷害保険の場合は30日以内に）公益財団法人介護労働安定センター各支部へご連絡ください。

【本保険に関するお問合せ先】

○取扱代理店 株式会社全福サービス TEL：03-3252-2035 FAX：03-3258-8878

〒101-0041 東京都千代田区神田須田町1-4-8 NCO 神田須田町5階

○引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社（担当課）公務第一部公務第二課

〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4

傷害保険は行事参加者の傷害危険担保契約の「介護労働講習等損害保険制度」上の愛称です。

「介護労働講習等損害保険制度」は、介護労働講習等受講者向けの行事参加者の傷害危険担保契約、賠償責任保険の愛称です。この保険は、公益財団法人介護労働安定センターを保険契約者とする行事参加者の傷害危険担保契約及び賠償責任保険の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解除する権利等は原則として公益財団法人介護労働安定センターが有します。